

神山町地籍調査事業仕様書

C, E, F I, F II - 1 工程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、神山町（以下「発注者」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う地籍測量（C, F I, F II - 1 工程）及び一筆地調査（E 工程）を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等により行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）
- (4) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (5) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (6) 地籍調査作業規程準則運用基準
（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程及び同細則
（平成14年国土国第591号及び598号国土交通省土地・水資源局通知）
（平成17年国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年国土国第12号国土交通省土地・水資源局通知）
- (9) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン
（平成17年国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (10) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (11) その他関係法令及び通達

(疑義)

第3条 受託者（以下「受注者」という。）が、本業務実施にあたり本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上指示を受けるものとする。

(業務の着手)

第4条 受注者は、契約締結後14日以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務等の実施のため発注者との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(業務計画書の提出)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(主任技術者)

第6条 受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、契約締結後7日以内に発注者に提出しなければならない。

2 主任技術者は、作業の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、測量士、地籍調査管理技術者、地籍調査主任調査員の資格を有する者でなければならない。

3 一筆地調査（E工程）については、以下に掲げる者のうちいずれかの者を常時、作業に従事させるものとする。また、以下に掲げる者のうちいずれかの者又はこれらの者を統括する者を主任技術者として置くものとする。

(1)土地家屋調査士、土地改良換地士または土地区画整理士の資格を有する者。

(2)一筆地調査や境界確認に伴う用地測量について十分な知識と経験を有すると発注者が認めた者。

(3)その他一筆地調査を実施するために十分な知識と経験を有すると発注者が認めた者。

4 受注者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、主任技術者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を発注者に提出しなければならない。

(照査技術者)

第7条 受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容を照査する者として照査技術者を定め、契約締結後7日以内に発注者に提出しなければならない。

2 照査技術者は、測量士、地籍調査管理技術者、地籍調査主任調査員の資格を有する者でなければならない。

3 受注者は、照査技術者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を発注者に提出しなければならない。

4 照査技術者は、主任技術者を兼ねることはできない。

(関係官公署との調整)

第8条 受注者は、本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整が必要な場合は、発注者と共に対応するものとする。

(使用機械器具)

第9条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、作業着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を発注者に提出し、承認を得るものとする。

(工程管理)

第10条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとし、完了時にその成果品を提出するものとする。

2 受注者は、毎月の業務の進捗状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに提出しなければならない。また、業務実施中に発注者から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(秘密厳守)

- 第11条 受注者は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。また、業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補償)

- 第12条 業務実施にあたり、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の責任において補償するものとする。

(訂正)

- 第13条 受注者は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、責任をもって直ちに訂正しなければならない。

(保安)

- 第14条 受注者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各項により、作業しなければならない。
- (1) 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上施工すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中に事故が生じた場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

(作業の実施)

- 第15条 受注者は、作業実施にあたり、地元関係者との無益な摩擦や紛争をおこさないよう細心の注意を払い、作業を実施するものとする。
- 2 受注者は、作業実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既往者にその旨を通知すること。
- 3 受注者は業務の実施にあたり、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規程に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
- 4 受注者は業務終了後、速やかに身分証明書を発注者に返納すること。

(成果品の検査・納品)

- 第16条 本業務の成果品の検査については、受注者の主任技術者立会いのうえ工程毎又は作業完了後、発注者の検査を受け、合格した時をもって完了とする。また、検査に係る費用は受注者の負担とする。
- 2 発注者の検査において、過失または粗漏に起因する誤りが生じ適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正し、再検査を受けるものとする。その場合の補測等は受注者の負担において、実施するものとする。

(成果品の帰属)

- 第17条 本業務で使用された資料及び成果品等は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の

承諾を受けないで他に公表，貸与してはならない。

(業務の完了)

第18条 本作業の完了は，別表に定める成果品を提出し，検査に合格した時をもって完了とする。

第2章 業務の概要及び作業

(業務概要)

第19条 本業務のうち地籍測量業務の測量の方式は，地上測量による方式（以下「地上法」という。）とする。

(業務実施区域)

第20条 本作業の実施区域は，別添区域図のとおりとする。

(作業数量等)

第21条 事業量及び作業期間は，別添設計書のとおりとする。

(業務内容)

第22条 作業の工程は次のとおりとする。

- (1) C工程（地籍図根三角測量）
- (2) D工程（地籍図根多角測量）
- (3) E工程（一筆地調査）
- (4) F I， F II - 1工程（地籍細部測量）

第3章 C工程（地籍図根三角測量）

(地籍図根三角測量)

第23条 受注者は，次の点を考慮の上本作業を実施するものとする。

- 2 作業計画を立てるにあたっては，基準点配点図・与点成果表・点の記等の成果に基づき，調査地域の地形等の状況及び与点の設置状況等について十分な調査を行い計画するものとする。
- 3 図上による新点の配置計画は，運用基準に定められた点配置密度の標準，多角路線長及び地形を考慮し選点計画図を作成し，発注者の承認を得るものとする。
- 4 本作業は，GPS測量機及びトータルステーションを用いるものとする。
- 5 受注者は，測量法第26・30条の規定による測量標・測量成果の使用承認申請書を作成し，発注者に提出するものとする。

(地籍図根三角点の選点)

第24条 地籍図根三角点は，後続の測量を行うのに便利であり，標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

- 2 多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域は，地籍図根三角測量を行う区域を含むように努めなければならない。

- 3 網の構成は、与点3点以上使用し、与点間を努めて直線で結び、地形等の理由でやむを得ない場合でも極端な迂回又は蛇行する路線は避けるものとする。
- 4 G P S 測量機を用いる測量方法（以下「G P S 法」という。）により地籍図根三角点を設置する場合には、少なくとも1点以上の視通を確保するものとする。
- 5 受注者は、地籍図根三角測量を実施するためには、障害物の伐採及び標識の埋設を行う場合は、その内容を発注者に報告し、指示を受けなければならない。
- 6 受注者は、選点の結果を地籍図根三角點選点図に取りまとめて、発注者と協議し承認を得るものとする。

（標識の設置）

- 第25条 地籍図根三角点の標識の規格は、運用基準に定めるところによるものとする。
- 2 標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測量作業のため、保護石、表示杭等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真により記録するものとする。

（観測及び測定）

- 第26条 地籍図根三角測量における観測の方法及び観測値の制限、距離測定の方法及び観測値の制限、計算の単位は、運用基準に定めるところによるものとする。

（計算）

- 第27条 網はA・H・X・Y型又は任意多角網による厳密網平均計算によるものとし、G P S 法による場合は、ジオイドモデルを使用する三次元網平均計算とする。
- 2 任意多角網による場合の厳密平均計算プログラムについては、発注者の承認を得なければならない。
 - 3 計算結果は、地籍図根三角測量精度管理表、地籍図根三角点網図及び地籍図根三角点成果簿に取りまとめるものとする。

（検定）

- 第28条 地籍図根三角測量の成果品については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けるものとする。

第4章 D工程（地籍図根多角測量）

（地籍図根多角測量）

- 第29条 本作業については、省略するものとし、地籍図根三角点を与点として細部図根測量を行うものとする。

第5章 E工程（一筆地調査）

（業務内容）

- 第30条 一筆地調査の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業の準備 作業進行予定表の作成 単位区域界の調査 調査図素図等の作成 現地調査の通知 筆界標示杭の設置 市町村の境界の調査 現地調査 取りまとめ	関係者名簿作成 関係者説明会の資料作成及び開催 現地調査計画立案 作業進行予定表の作成 調査図素図の作成 調査図一覧図の作成 地籍調査票の作成 現地調査の通知 筆界標示杭の設置依頼 所有者，地番，地目，筆界の調査 筆界杭番号プレートの設置 調査図等の作成 点検整理

(現地調査)

第31条 立会は受注者の主導で行うものとするが、問題点等が発生した場合は発注者の立会を要請するものとする。

(土地の立入)

第32条 本業務の実施にあたり他人の土地に立ち入る場合は、発注者が発行する土地立入証及び受注者の身分証明証を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。ただし、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

(作業に関する業務報告)

第33条 受注者は地籍調査業務中、原則として作業の進捗状況を随時、監督職員に報告するものとする。

(調査図素図等の作成)

第34条 受注者は準則及び関係通達に基づき調査図素図，調査図一覧図，及び地籍調査票を作成すること。

- 2 作業区域内の調査図素図作成は、法務局備付けの公図（字図）を利用すること。また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられていれば、写しを取り確認すること。
- 3 調査対象地区に隣接する土地についても、調査図素図上に標記すること。また、隣接する土地が判別しがたい場合は、範囲を拡げて標記すること。
- 4 調査図素図作成については、地籍調査の効率性を考慮し、本業務を一貫した工程管理にて実施したいため、調査図素図には公図を使用し、その一筆地毎の図形情報をデジタル化し、所有者、地目、地積等を付加した土地情報を構築し作成すること。
- 5 調査図一覧図の作成は、調査図素図の接合関係等を示し必要事項を記して作成すること。
- 6 作業区域内の地籍調査票及び名寄帳の作成は、法務局の土地登記簿を利用すること。
- 7 地籍調査票を作成するためのデータは、発注者のコンピュータ（地籍調査支援システム）に入力すること。

- 8 地籍調査票を作成するのにコンピュータ（地籍調査支援システム）によるデータ入力が出来ない箇所は手作業とすること。
- 9 調査期間においての土地の異動を把握するため、地籍簿案作成の前に上記により作成したデータについて、再度登記簿と照合すること。

（説明会の開催）

- 第35条 一筆地調査を行うにあたり発注者と受注者は、地域住民及び土地の所有者（全相続人を含む。）その他の利害関係人又はこれらの者の代理人等から信頼を確保するため、次の説明会を開催し、本業務の円滑な実務に努めること。
- 2 受注者は、調査対象地区及びこれに隣接する所有者等説明会にあたり、地籍調査の意義、目的、一筆地調査方法及び測量方法、期間、境界杭の設置に関する基本的事項等を記載した資料、並びに土地データを基に所有者別土地の一覧表、所有者名等記載の図面を作成し、説明会において配布・説明し、作業内容の徹底を図ること。
 - 3 受注者は、説明会への案内文並びに出席者名簿の作成及び通知を行うこと。
 - 4 受注者は、説明会を欠席した土地の所有者（全相続人を含む。）その他の利害関係人又はこれらの者の代理人等に対して説明会において配布した資料等を通知すること。

（現地調査の通知）

- 第36条 受注者は現地調査の実施を通知するため土地の所有者その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成すること。
- 2 上記の場合、受注者は発注者と十分打ち合わせの上、現地調査に着手する時期を決定し、各作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書として作成すること。
 - 3 立会通知文は、立会日の3週間前までに発注者の確認を受け、立会日の2週間前までに土地所有者等に通知すること。
 - 4 土地所有者に対して地籍調査の意義及び作業の内容を説明し、現地調査に立ち会うべき旨を電話にて連絡すること。
 - 5 調査日程については、筆数・面積等十分に考慮し、日割及び作業体制を決定すること。また、その決定については、発注者と協議を行うこと。
 - 6 土地所有者への立会通知については、所有者及び共有者全員、所有者が死亡の場合は相続人全員へ通知すること。また、住所不明者については発注者と協議を行うこと。
 - 7 受注者は、発注者及び土地所有者等から立会日程の変更要望があったときは、日程調整を行うこと。また、立会日程に変更が生じた場合はその旨を発注者に通知すること。

（筆界標示杭の設置）

- 第37条 筆界標示杭は、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人が設置するよう説明指導を行うこと。筆界標示杭は、プラスチック杭3.0×3.0×40cm角柱又は、これと同等以上のものを使用すること。
- 2 上記により設置された筆界標示杭のうち、周辺の土地の特定に有効なものを選定し、筆界基準杭を設置すること。
 - 3 筆界基準杭の1図郭当たりの密度の標準は、縮尺1/250の場合2点以上、縮尺1/500の場合4点以上、縮尺1/1000、1/2500、1/5000の場合は、10点以上とする。

（現地調査作業）

第38条 現地調査は、調査図素図等に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、及び筆界の調査を行うものとする。

- 2 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人の立会が確実となるよう努め、不備のないようにすること。
- 3 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処すること。
- 4 現地調査にあたり、立会人の集合状況、立会状況、発注者の指示する筆界標示杭の設置状況等を写真により記録すること。
- 5 本地区の最終年度に実施する成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地所有者等への立会状況等の説明が必要であるため、現地立会を把握した現場担当者が出席すること。
- 6 発注者は、地目の調査において、農地法の適用がある土地の現況が、農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続きを経てないものについては、同委員会の参考意見を求めるなど、不要な事後のトラブルを起こさないように配慮するものとする。但し、同委員会に通知する地目変更資料の作成は受注者が行うこと。
- 7 法定外公共物である赤線（里道）、青線（水路）については、別に発注者が指示する幅員を確保すること。
- 8 地積測量図による筆界点の復元が必要となった場合は、復元を行うこと。

（調査図作成）

第39条 受注者は、筆界点番号標を設置し、その都度調査図素図の該当する箇所にその番号を記録すること。また、筆界点番号標については、発注者が別に定めるものを使用すること。

- 2 調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成すること。
 - （1）分割があったものとして調査する場合
 - （2）合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - （3）新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
 - （4）滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
 - （5）地番を変更する場合

（地籍調査票整理）

第40条 現地調査の立会の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に署名させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、その相続人に署名させるほか地籍調査票に必要な事項を記録し、整理すること。

- （1）地番変更をする場合
 - （2）分割があったものとして調査する場合
 - （3）合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - （4）滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
- 2 上記立会后、再立会を行う箇所については、再立会の際、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、署名させるほか、立会時の経緯を記録すること。
- 3 地番区域毎に現地調査を終えたときは、その都度地番（枝番号を含む）の順序に編綴すること。

(立会処理簿作成)

- 第41条 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成すること。
- 2 上記の再立会調書は、各作業班、町名(字名)毎、内容別(民地、県道、町道、水路、官有地等)毎に整理し、発注者に提出すること。また、再立会日程表は、発注者と十分打ち合わせの上で作成し、土地所有者等への連絡をすること。
 - 3 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめること。
 - 4 現地調査立会調書及び再立会調書は、各作業班毎に立会処理簿として製本すること。
 - 5 一筆地調査を行うに当たり問題点等があった場合は、業務箇所、問題点等を記載した問題点等報告書を作成すること。

(取りまとめ)

- 第42条 受注者は、調査図及び地籍調査票を基に最終照合作業を行うこと。
- 2 受注者は、照合作業において不都合が発見された場合は、原因を調査し必要な場合は該当の所有者等への通知を行い、再調査をすること。

第6章 F I , F II - 1 工程 (地籍細部測量)

(地籍細部測量)

- 第43条 本作業は、細部図根測量及び一筆地測量の工程とし以下次の点を考慮の上作業を実施するものとする。
- 2 地籍細部測量の準備は、地籍図根三角測量における作業の準備に準じて行うものとする。

(細部図根点の選点及び標識の設置)

- 第44条 細部図根点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選点するものとする。
- 2 細部図根測量における多角路線の長さは、運用基準に定めるところによるものとする。
 - 3 細部図根点の標識は、プラスチック杭等を設置するものとする。
 - 4 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(観測及び測定)

- 第45条 細部図根測量における観測及び測定の方法は、運用基準に定めるところによるものとする。
- 2 本作業における観測及び測定は、GPS測量機もしくはトータルステーションを用いるものとする。

(細部図根測量の計算)

- 第46条 細部測量における計算の単位及び制限は、運用基準に定めるところによる

ものとする。

- 2 計算結果は、細部図根測量精度管理表、細部図根点配置図及び細部図根点成果簿に取りまとめるものとする。

(一筆地測量の観測及び測定)

第47条 放射法等による一筆地測量の観測及び測定の方法は、運用基準に定めるところによるものとする。

- 2 与点において、基準方向と他の図根点等の観測を行い当該点の異動、番号誤りを点検するものとする。
- 3 本作業における観測は、GPS測量機もしくはトータルステーションを用いるものとする。
- 4 一筆地測量における筆界点の次数は、地籍図根三角点等を基礎として通算次数は、6次までとする。

(計算及び筆界点の点検)

第48条 放射法等による一筆地測量の計算の単位及び計算値の制限は、運用基準に定めるものとする。

(検定)

第49条 地籍細部測量の成果品については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けるものとする。

(網図の作成)

第50条 地籍図根三角点網図は、1/25,000、1/10,000又は1/5,000とし、地籍図根多角点網図及び細部図根点配置図は、1/10,000、1/5,000又は1/2,500とする。用紙はポリエステルフィルム（#500）により網図を作成するものとする。

第7章 検査及び成果品

(検査)

第51条 全作業完了時、受注者において、十分な自社点検を行った後、発注者の検査を受けるものとする。なお、中間においても、発注者の指示があるときは各工程毎の検査を受ける場合もある。

- 2 修正箇所がある場合は、受注者は速やかに修正を行わなければならない。

(本業務の納入成果品)

第52条 本業務による納入する成果品は次のとおりとする。

(別表)

単位作業	記録及び成果
1. 各単位作業共通	① 工程表 ② 検査成績表 ③ 作業従事者名簿 ④ その他工程上必要な資料 及び発注者の指示するもの ⑤ 各工程で指示のないもので電磁的記録による提出が可能なもの

	は電磁的記録
2. C工程 地籍図根三角測量	<ul style="list-style-type: none"> ① 基準点等成果簿写し ② 地籍図根三角點選点手簿 ③ 地籍図根三角點選点図 ④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤ 地籍図根三角点網図 ⑥ 地籍図根三角点成果簿 及び 電磁的記録 ⑦ 精度管理表 ⑧ 測量標の設置状況写真 及び 電磁的記録 ⑨ 区画及び図郭枠の座標値 及び 電磁的記録
3. E工程 一筆地調査	<ul style="list-style-type: none"> ① 一筆地調査図素図, 一筆地調査図 及び 電磁的記録 ② 地籍調査票綴 ③ 地籍調査票の記入事項を発注者のコンピュータ (地籍調査支援システム) に入力したデータのチェックリスト ④ 作業日誌 ⑤ 立会者名簿及び立会処理簿 ⑥ 名寄帳 ⑦ 登記所地図写 (地積測量図含む) ⑧ 土地登記簿写し ⑨ 現地調査状況写真及び電磁的記録 ⑩ 一筆地調査完了報告書 ⑪ 関係機関との打ち合わせ及び協議事項の資料 ⑫ その他, 発注者の指示するもの
一筆地調査 (杭代等)	① 納品写真(筆界杭及び番号プレート等)
4. FI, FII-1工程 地籍細部測量	<ul style="list-style-type: none"> ① 細部図根測量観測計算諸簿 ② 細部図根点配置図 ③ 細部図根点成果簿 及び 電磁的記録 ④ 一筆地測量観測計算諸簿 ⑤ 筆界点成果簿 及び 電磁的記録 ⑥ 精度管理表

- 1 電磁的記録は、地籍フォーマット2000に定める所定の形式及び構造に従うものとする。
- 2 受注者は、成果品とする電子記録媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとし、その記録媒体は、発注者が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。
- 3 電子記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報 (ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日/フォーマット形式) をラベルに表示するものとする。
- 4 調査期間においての土地の異動を把握するため、E工程により作成したコンピュータデータについて、再度登記簿と照合を行うものとする。

第8章 その他

(その他)

第53条 一筆地調査の実施時期については、発注者の指示に従うものとする。

- 2 受注者が本業務において使用するシステムは、発注者のコンピュータ (地籍調査支援システム) に入出力が可能なソフトウェアであること。なお、地籍調査支援システムは地籍事務支援システム並びに調査・測量支援システムにより構成される。

(会計検査院監督官庁等の検査)

第54条 会計検査院監督官庁等の検査により委託費の減額又は、手直しを命ぜられた場合は、受託者がその責を負うものとし業務の施行に当たっては仕様書に基づき入念に施行すると共に労働関係諸法令を固く守る事とする。